

※ 新たに取り組む事業については、事業名の前に㊦と表示しています。
また、再掲出する事業については、事業名の後ろに【再掲】と表示しています。

基本目標1 配偶者からの暴力を許さない市民意識の醸成

1 教育・啓発の推進

現状と課題

現在、広島市では、平成20年（2008年）3月に策定した「広島市男女共同参画基本計画（第2期）」に基づき、個人の尊厳を害し、男女平等社会の実現の大きな妨げとなっているDVの防止に向けた教育・啓発の取組を行っています。

市の広報紙やホームページ等を活用した広報やリーフレット等の配布のほか、国が実施している「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から11月25日まで）の取組として、懸垂幕を掲出するなど、市民に対する啓発に努めています。

また、平成14年（2002年）3月に策定した「広島市人権教育・啓発推進指針」に基づき、学校教育及び社会教育における人権教育を推進しています。

しかしながら、平成21年（2009年）8月に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」（以下「市民アンケート調査」という。）によると、過去5年間にDVを行った経験のある人は8.0%で、男性が10.7%、女性が6.2%となっています。

さらに、近年、配偶者間だけでなく、デートDVも非常に深刻な問題となっています。

今後は、お互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つけるDVは許さないという意識を社会全体で共有していくことが大切であり、DVのない社会を実現するため、DVについての市民の認識を高めるための啓発活動を幅広く推進するとともに、若年層を含めた男女の人権尊重の意識を高める等の教育や学習をより一層充実していく必要があります。

具体的施策

(1) 広報活動の充実

DVは、配偶者など親密な間柄で起こる暴力で、その背景として、男女間の経済力の差、男女の固定的な性別役割分担意識や男尊女卑の考え方が根底にあるといわれています。多くは家庭内で発生するため、暴力が潜在化しており、被害が深刻化するおそれがあります。DVは、犯罪行為であり、社会的な人権問題としてとらえるよう、市民の意識を変えていくための広報活動を充実します。また、地域の各種会合を活用するなど、きめ細かい広報活動を推進します。

- ホームページ、広報紙などによる広報（市民局）
- ポスター、リーフレット、カードの作成・配布（市民局）
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施（市民局）
- 人権標語の募集（市民局）
- 人権パネルの展示（市民局）

(2) 研修会、講演会等の開催

市民を対象とした研修会、講演会を開催するとともに、地域の各種会合を活用するなど、きめ細かい啓発活動を推進します。

- DV防止対策に関する市民向けセミナーの実施（市民局）
- 人権講演会の開催（市民局）
- ⑧●地域の各種会合を活用した啓発活動の推進（市民局）

(3) 教育・学習の充実

学校教育、社会教育における男女の人権尊重の意識を高める教育、学習をより一層推進します。

特に、デートDVの防止や将来のDVの防止のためには、若年層に対してこれらの問題について考える機会を提供することが有用であることから、若年層に対する教育・啓発に取り組みます。

- 公民館等における人権教育の推進（市民局）
- 地域団体等への人権啓発指導員の派遣（市民局）
- 男女共同参画理解・実践講座の実施（市民局）
- ⑧●デートDV防止に関するリーフレットの作成・配布（市民局）
- 学校における人権教育の推進（教育委員会）
- ⑧●デートDV防止に関する中・高校生等を対象とした講座、教職員研修等の実施
（市民局、教育委員会）

2 通報や相談窓口に関する情報提供

現状と課題

市民アンケート調査によると、過去5年間にDVを経験した人は8.8%で、男性が5.5%で、女性が11.7%となっています。DVを経験した人のうち「誰にも相談しなかった」と回答した人が53.6%となっています。その理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」（51.9%）、「自分にも悪いところがあったと思ったから」（30.8%）、「相談しても無駄だと思ったから」（28.8%）、「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから」（25.0%）となっており、被害者自身に、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないために、相談に至らないことも多いと考えられます。

こうしたことから、DVは重大な人権侵害であり、被害者だけで悩むことなく相談窓口を利用するよう周知し、早い段階で相談窓口を利用し、様々な支援に係る情報を得ることができるよう呼び掛ける必要があります。

DV防止法は、DVを発見した市民からの通報の努力義務を定めています。また、医師その他の医療関係者（以下「医療関係者」という。）については、日常業務で被害者を発見したときは、被害者の意思を尊重するよう努めた上で通報できることやDV相談センター等の利用に関する情報提供

の努力義務を定めています。医療関係者からの通報は守秘義務違反に当たらないとされ、日常業務で被害者を発見しやすい立場にあり、積極的な役割が期待されます。

また、人権擁護委員や民生委員・児童委員は地域における相談者として身近な存在であり、福祉事務所などの市の機関や学校、幼稚園、保育園等の関係機関の職員も、被害者を発見しやすい立場にあることから、被害者を早期に発見するための役割が期待されます。

具体的施策

(1) 通報や相談窓口の周知

DVに関する通報や相談窓口を、広く市民に周知します。

- ホームページ、広報紙などによる相談窓口の情報提供（市民局）
- ポスター、リーフレット、カードの作成・配布【再掲】（市民局）

(2) 人権擁護委員、民生委員・児童委員等からの発見・通報の促進

人権擁護委員、民生委員・児童委員等は、地域などで相談を受ける中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、DV防止法の趣旨に沿って通報が行われるよう周知を図ります。

- ⑨●人権擁護委員、民生委員・児童委員等との連携の推進（市民局、健康福祉局）
- ⑨●DV防止法の通報等に関する研修の実施（市民局）

(3) 医療関係者からの発見・通報の促進

医療関係者は日常の業務を行う中で被害者を発見した場合には通報することができるとされていることから、DV防止法の趣旨に沿って通報等が行われるよう周知します。

- ⑨●医療関係者との連携の推進（市民局、健康福祉局）
- ⑨●DV被害者対応マニュアル（医療関係者向け）の作成・配布及び研修の実施（市民局）

(4) 関係機関等からの発見・通報の促進

被害者と接する機会の多い福祉事務所等の市の機関及び学校、幼稚園、保育園等の関係機関の職員に対し、DV防止法の趣旨に沿って通報等が行われるよう周知します。

- ⑨●DV防止法の通報等に関する職員研修等の実施
(企画総務局、市民局、こども未来局、教育委員会)
- ⑨●関係機関等との連携の推進（市民局、健康福祉局、こども未来局、教育委員会）

3 加害者更生に関する取組

現状と課題

市民アンケート調査によると、女性に対する暴力（セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどを含む。）を防止する施策として、「加害者への罰則を強化する」が51.3%で、「暴力を振るったことのある者に二度と繰り返さないよう教育を行う」が26.5%となっています。

国において、「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」等が行われていますが、現状においては有効な指導方法等が確立されていません。

DVの再発を防止するためには、被害者を保護するだけでなく、加害者に自らの責任を認識させ、更生させるための指導が重要であり、国や他の地方公共団体での取組等の情報を収集し、加害者に対する取組の調査・研究を進めていく必要があります。

具体的施策

(1) 加害者更生に関する取組の調査・研究等

加害者を更生させるための有効な指導方法については、未解明な部分が多く、場合によっては、被害者にとって危険なものになり得ることについても十分留意しながら、国の調査研究の動向を注視するとともに、情報を収集します。

なお、更生に向けての加害者からの相談については、総合相談において精神保健福祉センターなどの関係機関と連携しながら対応します。

- 国、他の地方公共団体等の取組の情報収集（市民局）
- 女性のためのなんでも相談の実施（市民局）
- ⑨●男性のための総合相談事業の検討・実施【再掲】（市民局）